洲本市　循環型社会形成推進地域計画

洲本市

令和元年12月

洲本市循環型社会形成推進地域計画

目次・構成書類

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項……………………………1

2 循環型社会形成推進のための現状と目標………………………………………3

3 施策の内容……………………………………………………………………6

4 計画のフォローアップと事後評価…………………………………………13

様式１ 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表１ ……………………14

資料１－１ 指標と人口等に関するトレンドグラフ
（人口、ごみ量、再生利用量、最終処分量）……………………………………16

資料１－２ 計画地域内の施設の現況と予定（位置図）…………………………17

様式２ 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2 ……………………18

様式３ 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧…………………………19

＜添付資料＞

対象地域図……………………………………………………………………21
目標の設定に関するグラフ等………………………………………………22
分別区分説明資料……………………………………………………………23
現有処理施設の概要…………………………………………………………24

参考資料様式5　施設概要（し尿処理施設系）……………………………25

参考資料様式6　施設概要（浄化槽系）……………………………………26

参考資料様式7　計画支援概要………………………………………………28

洲本市循環型社会形成推進地域計画

洲本市
令和元年12月9日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

☆ 構成市町村名 洲本市（旧洲本市・旧五色町）

☆ 面積 182.38km²

☆ 人口 43,646人（平成31年4月1日現在
洲本市地域34,202人、五色町地域9,444 人）

☆ 洲本市の概要

洲本市は、淡路島の中央南東にあって、大阪湾に面し、神戸・大阪まで50～70km の距離にあり、瀬戸内海国立公園に位置する美しい自然環境と、平均気温15.5℃、年間降水量1406.6㎜ の温暖な気候に恵まれている。

（旧洲本市）

昭和15 年2 月に市制を施行、その後、上灘村、由良町、安乎村、中川原村と合併、さらに広田村の納・鮎屋地区を編入し、平成18 年2 月には津名郡五色町と合併した。

市は古くから城下町として栄え、明治以降は商業、繊維産業の振興により、現代は観光、商業を中心に淡路島の中核都市である。

(旧五色町)

五色町は、淡路島の中央部西海岸に位置し、瀬戸内海国立公園「五色浜」を有する風光明媚、かつ温暖な気候にめぐまれている。昭和31 年9 月、都志町、鮎原村、広石村、鳥飼村、堺村が合併して五色町が誕生した。『みんなで創る「健康・福祉・環境のまち」』をキャッチフレーズに活気あふれる町づくりを目指してきたが、平成18 年2 月に洲本市と合併した。

(2) 計画期間

本計画は令和２年4 月1 日から令和７ 年3 月31 日までの5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3)　基本的な方向

洲本市は、地球温暖化やオゾン層の破壊など環境問題が深刻化している中で、市民の協力を得て、発生抑制、ごみ減量を実現し、適正処理と最終処分場の確保を中心とする従来型の廃棄物処理からの脱却を図っていく。

収集ごみ量の発生抑制・リサイクルの促進については、ライフスタイルの見直し等、ごみ減量に関する市民啓発につとめるとともに、洲本市地域では、平成18 年度から、燃えるごみと燃えないごみの指定ごみ袋を有料化し、ごみの発生抑制と資源ごみ（無料収集）回収量の増加を図っている。

また、洲本市地域では、資源回収量の増大を目的として、分別収集区分を細分化、資源物回収拠点の増設を行っている。併せて、リサイクルセンターとストックヤードの整備によって、不燃ごみ・大型ごみ（粗大ごみ）のリユース機能（展示コーナー）、リサイクル機能（選別）の拡充も図っている。

令和2年2月1日からは小型家電28品目の無料回収をリサイクルセンターやストックヤード等の施設で行う。

直接搬入ごみについても、事業者への啓発、事業者の自己搬入の徹底等によって、事業系ごみの発生抑制と再生利用を図っていく。

また、合併処理浄化槽の整備を推進し「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」を図っていく。

(4)　広域処理の検討状況

兵庫県では、現在単独で「兵庫県ごみ処理広域化計画」は策定していない。しかし、「兵庫県廃棄物処理計画」において広域化の基本方針を定めている。

淡路地域においては、平成7年から一般廃棄物焼却施設である洲本市・南あわじ市衛生事務組合「やまなみ苑」や平成8年から淡路広域行政事務組合「粗大ごみ処理場」が広域処理のごみ焼却場として現存する。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1)　一般廃棄物等の処理の現状

平成29年度の一般廃棄物の排出処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、16,629トンであり、再生利用される「総資源化量」は1,944ﾄﾝ、リサイクル率（＝（直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量）／（ごみの総処理量+集団回収量））は11.7%である。

資源化の内訳は、集団回収206 ﾄﾝ、収集資源ごみ（紙・布類、びん類、缶類等）の直接資源化1,427 ﾄﾝ、粗大ごみ処理施設（淡路広域行政事務組合）における破砕・資源化処理による鉄・非鉄金属回収量311 ﾄﾝである。

また、焼却施設（洲本市・南あわじ市衛生事務組合やまなみ苑）では、焼却熱を回収し、予熱利用として場内温水、場内暖房を行っている。

中間処理においては、14,996 ﾄﾝを処理し、12,781 ﾄﾝ（総排出ごみ量の約78%）が減量され、処理残さから施設資源回収量を除いた処理後最終処分量は1,904 ﾄﾝとなり、直接最終処分量0ﾄﾝと合わせて、最終処分量は1,904 ﾄﾝ（総排出ごみ量の約12%）であった。

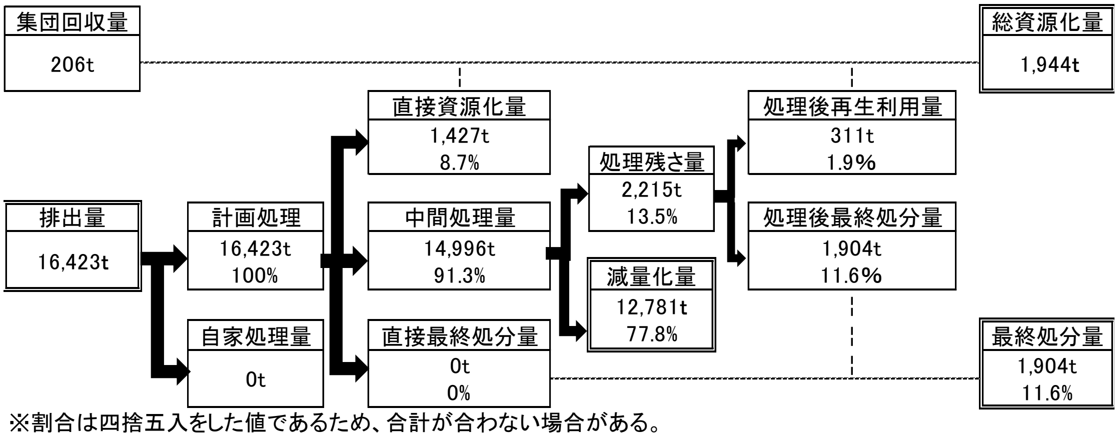

※割合は四捨五入をした値であるため、合計が合わない場合がある。

図1　一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

平成29年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図２のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で44,404人であり、水洗化人口は、30,269人、汚水衛生処理率68.2%である。

し尿発生量は2,915kl/年、浄化槽汚泥発生量は、13,427kl/年であり、処分量（＝収集・運搬量）は16,342kl/年である。

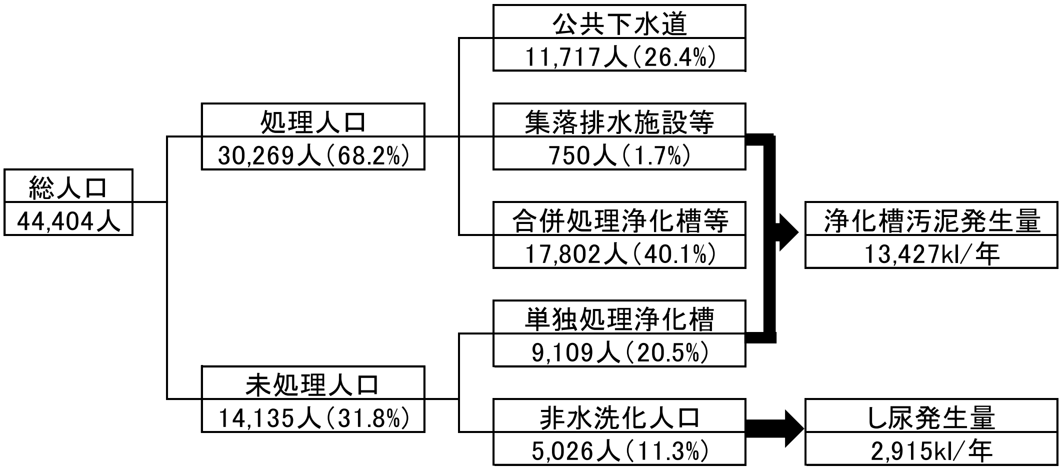

※割合は四捨五入をした値であるため、合計が合わない場合がある。

図2　生活排水の処理状況フロー

(3)　一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

指標			現状（割合）		目標(割合）	
			平成29年度		令和7年度	
排　出　量	事業系	総排出量	5,754トン		4,203トン	(−27.0%)
		1事業所当たりの排出量	2.4トン/事務所		1.8トン/事務所	(−25.0%)
	生活系	総排出量	10,669トン		8,778トン	(−17.7%)
		1人当たりの排出量	205kg/人		173kg/人	(−15.6%)
		事業系家庭系排出量合計	16,423トン		12,981トン	(−21.0%)
集団回収量			206トン	1.2%	299トン	2.3%
再生利用量	直接資源化量		1,427トン	8.7%	2,065トン	15.9%
	総資源化量		1,944トン	11.7%	2,587トン	19.5%
エネルギー回　収　量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）		−		−	
最終処分量	埋立最終処分量		1,904トン	11.6%	1,420トン	10.9%

※1　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は事業系家庭系排出量合計に対する割合
集団回収量、総資源化量は事業系家庭系排出量合計+集団回収量に対する割合
※2（1事業所当たりの排出量）＝{（事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量）}/（事業所数）
※3（1人当たりの排出量）＝{（生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量）}/（人口）
≪用語の定義≫
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]
再生利用量：集団回収量、直接資源量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]
減量化量：中間処理量から処理後の残さ量の差[単位：トン]
最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

※割合は四捨五入をした値であるため、合計が合わない場合がある。

表2　減量化、再生利用に関する現状と目標

目標達成時の一般廃棄物処理状況を図3に示す。
参考として 指標と人口等に関するトレンドグラフを添付する。

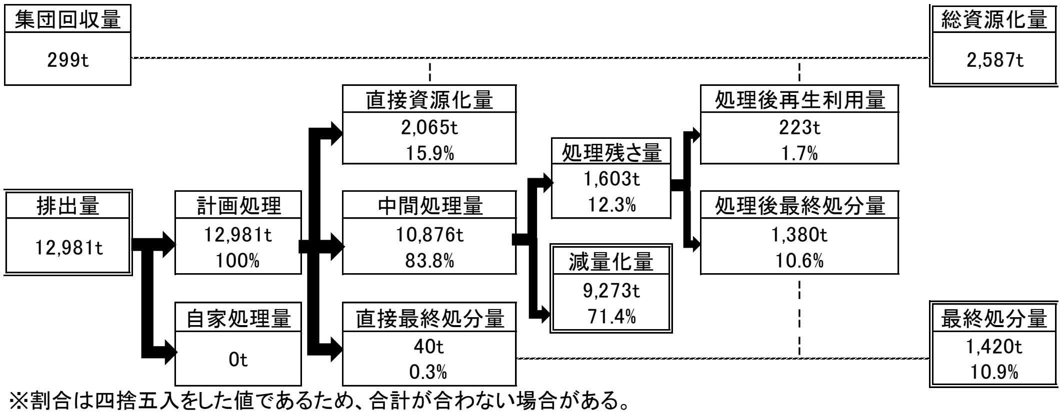

※割合は四捨五入をした値であるため、合計が合わない場合がある。

図3　目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表3　生活排水処理に関する現状と目標

		平成29年度実績			令和7年度目標		
	公共下水道	11,717	人	(26.4%)	21,200	人	(54.3%)
	農業集落排水施設等	750	人	(1.7%)	650	人	(1.7%)
	合併処理浄化槽等	17,802	人	(40.1%)	15,180	人	(38.9%)
	未処理人口	14,135	人	(31.8%)	2,020	人	(5.2%)
	合　計	44,404	人	(100.0%)	39,050	人	(100.0%)
	汲み取りし尿量	2,915	ｷﾛﾘｯﾄﾙ		405	ｷﾛﾘｯﾄﾙ	
	浄化槽汚泥量	13,427	ｷﾛﾘｯﾄﾙ		11,385	ｷﾛﾘｯﾄﾙ	
	合　計	16,342	ｷﾛﾘｯﾄﾙ		11,790	ｷﾛﾘｯﾄﾙ	

※割合は四捨五入をした値であるため、合計が合わない場合がある。

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

① 分別収集の細分化

現在、洲本市においては、4 大別13 分別【燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源物（缶類2 種、びん類3 色、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、古着、紙パック、プラスチックトレイ、廃食用油、有害危険ごみ）、使用済み小型家電】を収集しているが、令和2年2月1日からは、新たに小型家電28品目の無料持込回収を開始する。

持込箇所は洲本ストックヤード（エコひろば洲本）、五色ストックヤード、みつあい館、由良支所。

引き続き使用済み小型家電回収BOXは設置し、BOXに入るサイズのものは回収BOXに入れることも可能。

② 有料化

洲本市では平成18 年度下期から指定袋を有料化し、ごみ排出量の減量と資源回収量の増加を図っている。

③ リサイクルセンター事業

資源ごみの処理を行うとともに、市民を対象に展示・再生利用の講習会等を行っている。

④ ストックヤード事業

資源物の受け入れと一時貯留を行い、資源物の売却、またはリサイクルセンターへの搬出を行う。

⑤　分別推進員

分別収集の回収拠点ごとに推進員をおき、適正な分別収集を図る

⑥　資源ごみ集団回収運動活動への支援

洲本市では、市民の再生資源集団回収に奨励金を平成元年に導入している。

⑦　スリム･リサイクル宣言の店制度

資源物の回収促進、再生品の販売等に取組んでいる店舗等を指定するとともに、店舗数の拡大を図ることにしている。

⑧　直接搬入ごみ対策

現在、洲本市地域では、事業系ごみについては収集していない。事業者の自己搬入の徹底に取り組んでいく。

併せて、商工会議所など事業者団体を通じて、事業者に対し、ごみ減量と再資源化への取組としてごみ減量計画等の作成を求めるとともに、取り組み状況の把握・有益な情報の伝達などを行うことによって事業系ごみの減量を図っていく。

特に、洲本市の伝統的な地場産業である真珠核製造業から排出される貝カスは、飼料や肥料の原料として再利用しているが、コストと需要の問題等から残余分を直接埋め立て処分している。今後、さらに再資源化を促進するとともに、新たな活用方法について関係業界とも連携を強め研究を進めていく。

⑨　環境教育、啓発活動の充実

「エコひろば洲本」を中心に環境学習の推進、地域の環境保全などの取り組みに関する情報発信などを展開することで、環境に関する意識の高揚を図る。

⑩　マイバッグ運動の拡充（小売店の店頭等での啓発や広報活動）

レジ袋等の小売包装を減らすため､マイバック持参の徹底等の啓発を行い､スーパーマーケット等の小売店での小売包装の抑制を図る。

⑪　リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の促進

⑫　生活排水対策

公共下水道の整備と合わせて汲み取り便所や単独処理浄化槽の撤去を推進し、合併処理浄化槽への設置を広く啓発していくことで、公共用水域の水質汚濁を防止と生活環境の保全を図っていく。

(2)　　処理体制

ア　生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表４のとおりである。

．・資源物

収集物については、リサイクルセンター（みつあい館）に搬入し、異物除去、圧縮・梱包等を行った後、容器包装リサイクル法関係法人、または民間再生事業者に引き渡す。

五色町地域については、回収ステーションから資源物を収集し、廃焼却施設の空地に集積した後、民間再生事業者への引き渡し、堆肥化などを行っている。今後、廃焼却施設を解体して、跡地にストックヤードを整備し、収集資源を民間再生事業者に引渡すほか、厨芥類の堆肥化、市民等への配布を継続する。また、容器包装リサイクル法関連資源については、全市的ストック拠点であるリサイクルセンターへ効率的に移送する。

・燃えるごみ

洲本市・五色町とも、指定ごみ袋収集を行っている。処理については、洲本市・南あわじ市衛生事務組合「やまなみ苑」において焼却処理を行っている。

・燃えないごみ・大型（粗大）ごみ

燃えないごみについては、指定ごみ袋収集を行っている。
大型（粗大）ごみについては、洲本市へ収集予約をとってもらい、収集を行っている。

燃えないごみと大型（粗大）ごみは、淡路広域行政事務組合「粗大ごみ処理施設」において、破砕・選別処理を行っている。

・有害危険ごみ

有害危険ごみ（スプレー缶、乾電池、蛍光灯、カセットボンベ、ライターなど）を町内会で管理しているエコステーション等で分別収集を行っている。

イ　事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、洲本市地域では、事業系ごみについては収集していない。事業者の自己搬入の徹底に取り組んでいく。

併せて、商工会議所など事業者団体を通じて、事業者に対して、ごみ減量と再資源化への取組としてごみ減量計画等の作成を求めるとともに、取り組み状況の把握・有益な情報の伝達などを行うことによって事業系ごみの減量を図っていく。

特に、洲本市の伝統的な地場産業である真珠核製造業から排出される貝カスは、飼料や肥料の原料として再利用しているが、コストと需要の問題等から残余分を直接埋め立て処分している。今後、さらに再資源化を促進するとともに、新たな活用方法について関係業界とも連携を強め研究を進めていく。

ウ　一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

今後取り扱う予定なし

エ　生活排水処理の現状と今後

本市における生活排水処理率は68.2%（平成29年度現在）と依然として低く公共下水道の整備と合わせて合併処理浄化槽の設置普及啓発を推進していく。

公共下水道の整備計画の無い地域で住宅用に設置する合併処理浄化槽の設置補助金制度を実施している。

特に水質汚濁負荷の高い単独処理浄化槽の廃止転換を促進するために、撤去費と市単独上乗せ補助を継続して実施し、水質汚濁の防止と生活排水処理率の向上を図っていく。

オ　今後の処理体制の要点

◆ 資源物の分別区分を細分化し、資源回収拠点を各町内会に設置し、引き続き資源回収量の増加を図る

◆リサイクルセンター、洲本ストックヤード、五色ストックヤードにおいて継続して資源回収の効率化と容器包装リサイクル法への対応を図る

◆ 自己処理責任の徹底を継続して事業系ごみの減量を図る

◆ 新たに整備する汚泥再生処理センターにおいて処理方式を脱水分離＋希釈＋下水道放流にし、脱水機にて汚泥を含水率70%以下にし、資源化を図る。

② 回収拠点拡充

洲本市では、資源収集の拡大のため、回収拠点（エコステーション）を、各町内会に1 箇所以上設置することにしている。

表4　洲本市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現　状（H29年） 洲本市

分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（トン）
燃えるごみ	焼却	洲本市・南あわじ市衛生事務組合「やまなみ苑」	8,341
燃えないごみ/大型ごみ	破砕・選別処理	淡路広域行政事務組合「粗大ごみ処理施設」	885
資源ごみ（缶・びん類・古紙・古着・ペットボトル・使用済み小型家電）	リサイクル	洲本ストックヤード、五色ストックヤード、リサイクルセンター（みつあい館） （使用済み小型家電は回収BOX）	1,443

今　後（R7年）

分別区分	処理方法		処理施設等 一次処理	処理施設等 二次処理	処理実績（トン）	分別区分
燃えるごみ	焼却（熱回収）		洲本市・南あわじ市衛生事務組合「やまなみ苑」	大阪湾センター委託（焼却灰埋立）	6,027	可燃ごみ
燃えないごみ	破砕・選別処理	有価物回収売却（スチール缶・アルミ缶等）	淡路広域行政事務組合「粗大ごみ処理施設」	大阪湾センター委託（不燃物残渣埋立） やまなみ苑（可燃物残渣焼却処理）	663	燃えないごみ/大型ごみ
資源ごみ（缶・びん類・古紙・古着・ペットボトル・使用済み小型家電）	リサイクル	再資源化	洲本ストックヤード、五色ストックヤード、リサイクルセンター（みつあい館）［使用済み小型家電は回収BOX又は洲本・由良・五色ストックヤード、みつあい館に小型家電回収ヤードを設置］	回収委託事業者	2,088	資源ごみ（缶・びん類・古紙・古着・ペットボトル・使用済み小型家電）

※　分別区分については、区分された廃棄物が具体的にどのような廃棄物を指すかを別紙により説明

(3)　　処理施設の整備

ア　廃棄物処理施設

上記（2）の統一化後の分別区分及び処理体制で処理を行うために表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5　整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	汚泥再生処理センター	洲本市汚泥再生処理センター施設整備事業	約50t/日	洲本市	R3～R4

※現有処理施設の概要を添付（市町村別の現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所有地、竣工年等及び施設の概要について一覧表としてもの）

事業番号1　し尿処理汚泥の再生利用促進

イ　合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6　合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数（基） （平成29年度）	整備計画 基数（基） （基）	整備計画 人口 （人）	事業期間
浄化槽設置整備事業	3,847	400	1,210	R1～R7
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	ー
その他地方単独事業	0	0	0	ー
合計	3,847	400	1,210	

(4)　施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7　実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
21	洲本市汚泥再生処理センター施設整備 （事業番号1）に係る基本設計等調査事業	基本設計	R2

(5)　その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア　廃家電のリサイクルに関する普及啓発

家電リサイクル法、資源有効利用促進法に基づく家電･パソコン等のリサイクルに関する普及啓発を強化する。

イ　不法投棄対策

警察、県民局と連携して、総合的な防止策･啓発方法の検討、パトロール等を実施している。

ウ　施設見学

ごみ処理･リサイクルに関する知識と理解を深めるため、ごみ資源化関係施設の市民見学を実施している。

エ　啓発行事の実施

①　淡路全島一斉清掃

地域主体で散乱ごみの一斉清掃を7月と11月に実施している。

②　洲本市クリーンアップキャンペーン

環境美化啓発の一環として、ポイ捨て防止を呼びかける街頭啓発を実施している。

③　不用品展示・提供

家庭で不要となった家財、電気器具を展示し、希望者に提供してリユースを図る。

④　マイ･バッグ･キャンペーン

全国統一の買い物袋持参運動として実施している。

⑤　その他の啓発事業

ごみ出しルール説明シート、広報誌「すもと」、ケーブルTV、チラシなどによる市民啓発の実施している。

オ　災害時の廃棄物処理に関する事項

災害による大量の廃棄物の発生により、広域的な廃棄物処理が必要となる事態が過去10年間に2度 (阪神淡路大震災や平成16年台風23号被害) 発生した。

洲本市においては、今後の災害に備えて、災害時のごみ収集・運搬、処分、ならびに、災害で発生したがれきの処理について、「洲本市地域防災計画」に定めるとともに、平成17 年度には、『兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定』を兵庫県、県下市町および関係一部事務組合と締結している。

又、洲本市では「平成30年度災害廃棄物処理計画」を策定している。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

洲本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、洲本市、兵庫県および国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画　総括表1

1　地域の概要

(1)地域名	洲本市	(2)地域内人口	43,646人(H31.4	(3)地域面積	182.38km²
(4)構成市町村等名	洲本市	(5)地域の要件*	人口　面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、山村　半島　過疎　その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：洲本市、淡路市、南あわじ市（淡路広域行政事務組合　昭和47年10月1日設立）、洲本市、南あわじ市（洲本市・南あわじ市衛生事務組合　平成7年3月31日設立）				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2　一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状（排出量等に対する割合） 平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標 令和7年度
排出量	事業系　総排出量（トン）	5,674トン	5,620トン	6,099トン	5,820トン	5,769トン	5,754トン	4,203トン
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	2.2トン/事務所	2.2トン/事務所	2.4トン/事務所	2.3トン/事務所	2.4トン/事務所	2.4トン/事務所	1.8トン/事務所
	生活系　総排出量（トン）	12,500トン	12,626トン	12,017トン	11,627トン	12,610トン	10,669トン	8,778トン
	1人当たりの排出量（kg/人）	225kg/人	230kg/人	222kg/人	219kg/人	241kg/人	205kg/人	173kg/人
	合計　事業系家庭系の総排出量合計（トン）	18,174トン	18,246トン	18,116トン	17,447トン	18,379トン	16,423トン	12,981トン
再生利用量	直接資源化量（トン）	1,699トン	1,780トン	1,648トン	1,558トン	1,663トン	1,427トン	2,065トン
	総資源化量（トン）	2,387トン	2,527トン	2,325トン	2,219トン	2,462トン	1,944トン	2,587トン
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量　MWH）							
減量化量	減量化量（中間処理前後の差　トン）	13,738トン	13,337トン	13,676トン	13,396トン	13,873トン	12,781トン	9,273トン
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	2,273トン	2,605トン	2,342トン	2,052トン	2,257トン	1,904トン	1,420トン

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

※ 1人当たりの排出量(kg/人)は（生活系ごみの総排出量）－（生活系ゴミの資源ごみ量）/（人口）で算出

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3　一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容 型式及び処理方式	補助の有無	処理能力（単位）	開始年月日	更新、廃止、新設の内容 更新、廃止予定年月日	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力（単位）	備考	
焼却施設（やまなみ苑）	洲本市・南あわじ衛生事務組合	准連続燃焼式	有	135トン/日（67.5トン　24H×2）	H7.4							
粗大ごみ処理場	淡路広域行政事務組合	破砕・選別	有	60トン/日	H8.4							
リサイクルセンター（みつあい館）	洲本市	ごみ減量広報・資源回収拠点	有	建築面積279㎡	H9.4							
洲本ストックヤード	洲本市	ごみ減量広報・資源回収拠点	有	建築面積1200㎡								
五色ストックヤード	洲本市	資源回収拠点	有	建築面積133㎡								
焼却施設	旧五色町	バッチ焼却式	有	7トン/日	S41.11	S48.3廃止	老朽					
焼却施設	旧五色町	バッチ焼却式	有	1トン/日	S48.4	H12.6廃止	老朽					
し尿処理場	洲本市	膜分離高負担脱窒素処理方式	有	50kl/日	H17.3							
汚泥再生処理センター	洲本市	脱水分離、希釈、下水道放流	有	50kl/日			資源化		令和3～4年度			

４　生活排水処理の現状と目標

指標・単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和7年度
		過去の状況・現状						目標
総人口		47,487	46,732	46,237	45,587	45,040	44,404	39,050
公共下水道	汚水衛生処理人口	11,487	11,529	11,641	11,909	11,860	11,717	21,200
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	24.2%	24.7%	26.8%	26.1%	26.3%	26.4%	54.3%
コミュニティ・プラント	汚水衛生処理人口	857	773	760	742	764	750	650
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.7%	1.7%	1.7%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	16,971	17,767	18,125	17,916	17,866	17,802	15,180
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	35.7%	38.0%	38.9%	39.3%	39.7%	40.1%	38.9%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	18,172	16,663	15,711	15,020	14,550	14,135	2,020

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。（別紙参考を参照）

５　浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	洲本市	３,８４７	１３,９７	H３.４	４００	１,２１０	R７	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

【別添資料1-1】　指標と人口等に関するトレンドグラフ

年度		実績 H25	H26	H27	H28	H29	将来予測 H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人口	（人）	47,135	46,613	46,018	45,453	44,909	43,681	42,453	41,225	40,722	40,220	39,718	39,216	38,714	38,318	37,922
事業所数	（所）	2,547	2,520	2,520	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376	2,376
総排出量（t）		18,246	18,116	17,447	18,379	16,423	15,915	15,368	14,825	14,455	14,084	13,715	13,348	12,981	12,640	12,300
【平成29年比】							96.9%	93.6%	90.3%	88.0%	85.8%	83.5%	81.3%	79.0%	77.0%	74.9%
生活系ごみの資源ごみ量（t）		1,795	1,660	1,570	1,675	1,443	1,522	1,595	1,661	1,752	1,840	1,925	2,008	2,088	2,171	2,252
1人当たり排出量	（kg/人）	349	353	345	368	334	330	324	319	312	304	297	289	281	273	265
所属別	生活系ごみ（t）	12,626	12,017	11,627	12,610	10,669	10,318	9,970	9,626	9,455	9,283	9,113	8,945	8,778	8,636	8,495
所属別	1人当たり排出量(kg/人)	230	222	219	241	205	201	197	193	189	185	181	177	173	169	165
所属別	事業系ごみ（t）	5,620	6,099	5,820	5,769	5,754	5,597	5,398	5,199	5,000	4,801	4,602	4,403	4,203	4,004	3,805
所属別	1事業所当たり搬入量（t/事業所）	2.2	2.4	2.3	2.4	2.4	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.6
再生利用量（t）		2,527	2,325	2,219	2,462	1,944	2,021	2,089	2,151	2,245	2,334	2,421	2,505	2,587	2,672	2,754
【再生利用率】		13.7%	12.7%	12.6%	13.2%	11.7%	12.5%	13.4%	14.3%	15.3%	16.3%	17.3%	18.4%	19.5%	20.6%	21.8%
直接資源化量（t）		1,780	1,648	1,558	1,663	1,427	1,505	1,577	1,643	1,733	1,820	1,904	1,986	2,065	2,147	2,227
中間処理後資源回収量（t）		524	450	441	586	311	298	284	270	261	251	241	232	223	214	205
集団回収量（t）		223	227	220	213	206	218	228	238	251	263	276	287	299	311	322
中間処理量（t）		16,397	16,278	15,848	16,689	14,996	14,370	13,751	13,142	12,682	12,224	11,771	11,322	10,876	10,453	10,033
【減量率】		73.1%	75.5%	76.8%	75.5%	77.8%	77.0%	76.3%	75.6%	74.8%	74.0%	73.2%	72.3%	71.4%	70.5%	69.6%
中間処理後の処理残さ量（t）		2,536	2,152	2,011	2,230	1,904	1,825	1,745	1,667	1,609	1,551	1,493	1,437	1,380	1,326	1,273
中間処理後資源回収量（t）		524	450	441	586	311	298	284	270	261	251	241	232	223	214	205
中間処理量による減量（t）		13,337	13,676	13,396	13,873	12,781	12,247	11,722	11,205	10,812	10,422	10,037	9,653	9,273	8,913	8,555
最終処分量（t）		2,605	2,342	2,052	2,257	1,904	1,865	1,785	1,707	1,649	1,591	1,533	1,477	1,420	1,366	1,313
【最終処分率】		14.3%	12.9%	11.8%	12.3%	11.6%	11.7%	11.6%	11.5%	11.4%	11.3%	11.2%	11.1%	10.9%	10.8%	10.7%

※将来予測の数値は目標値。
※割合は四捨五入をした値であるため、合計が合わない場合がある。
※(1人当たりの排出量)=[(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)]/(人口)

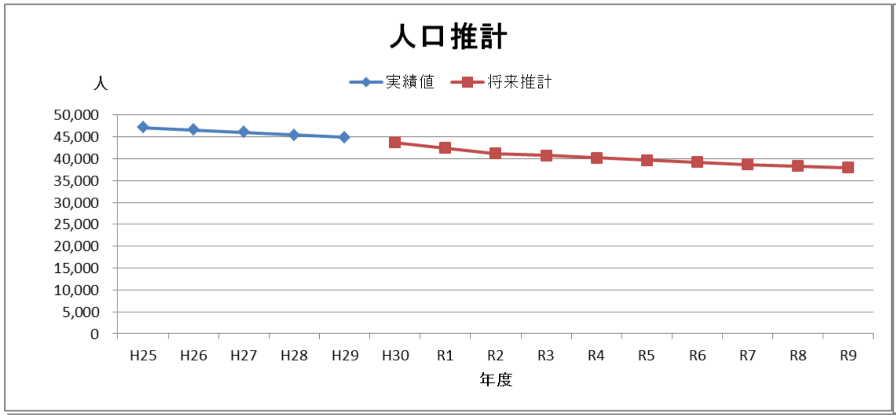

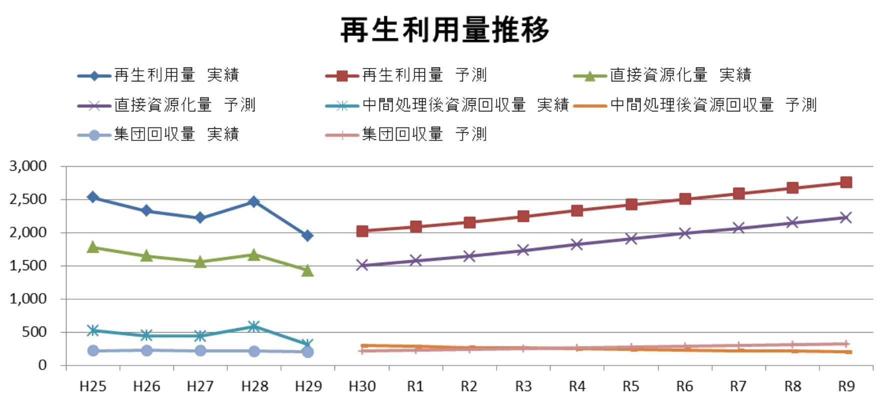

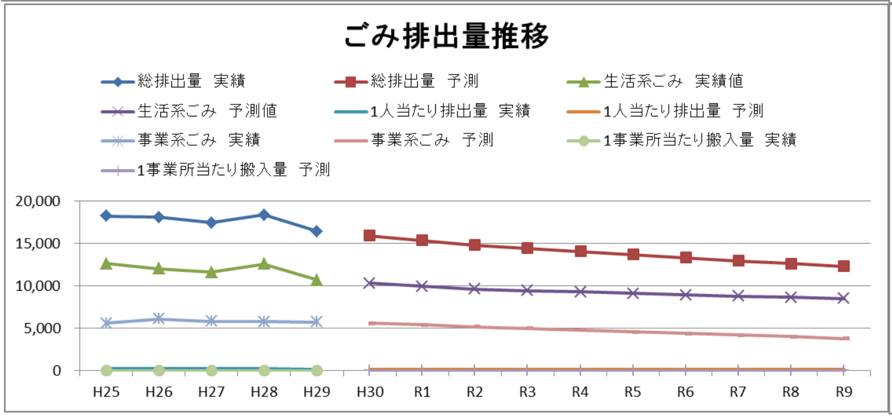

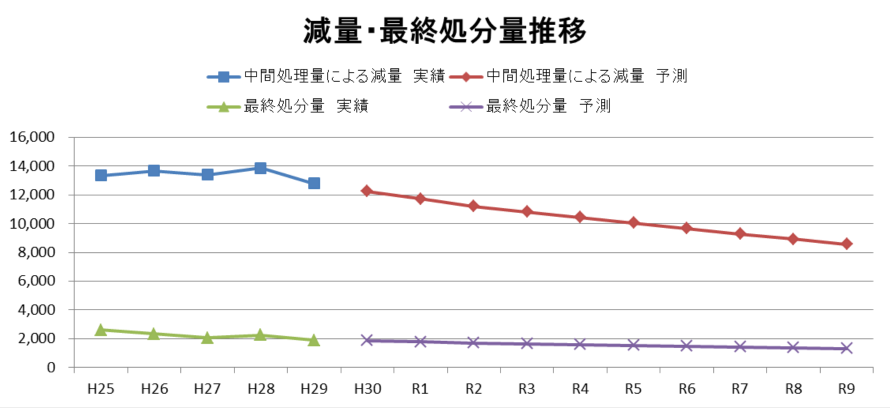

資料1ー2

計画地域内の施設の現況と予定（位置図）

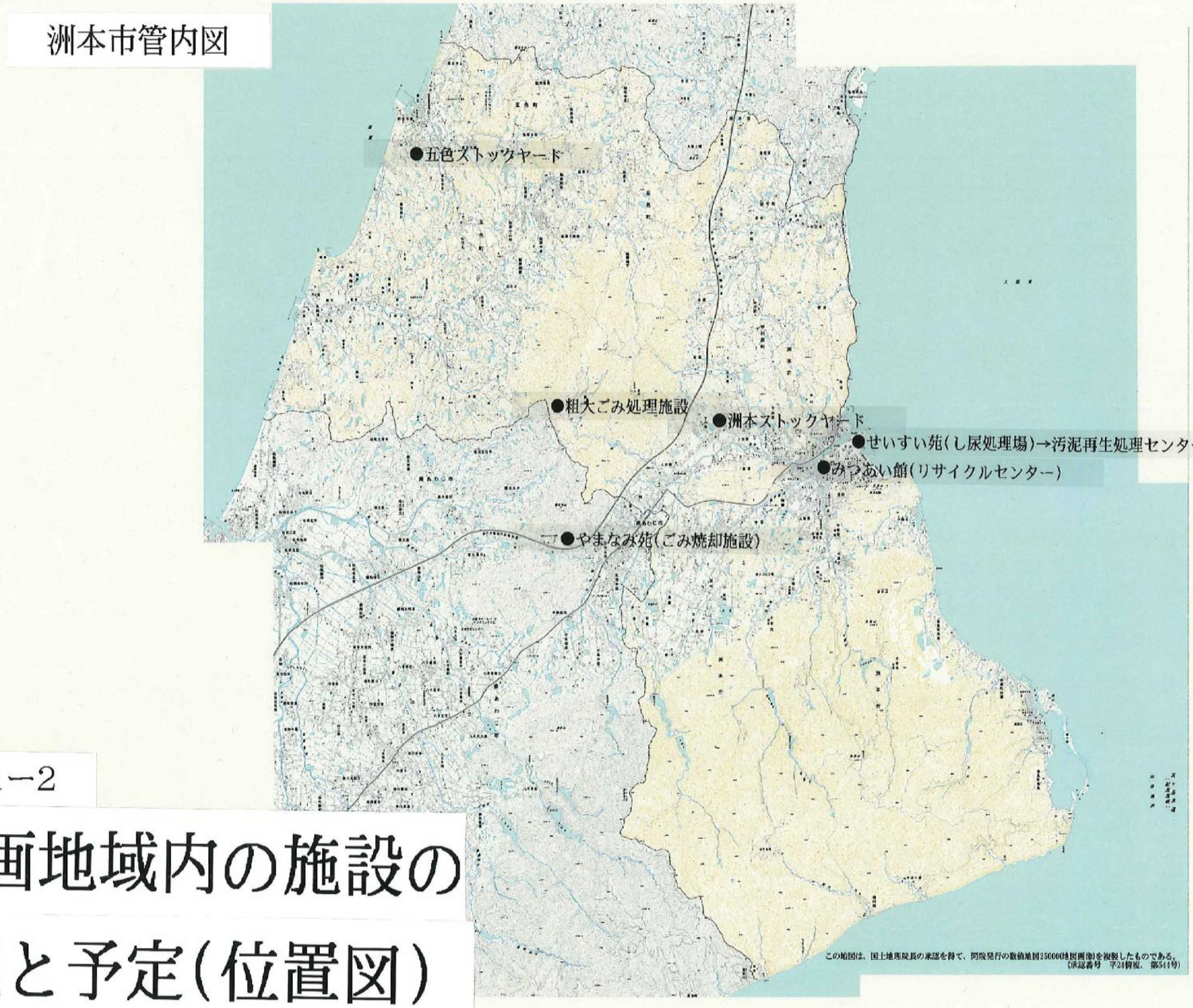

1/100000

様 式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（令和2年度）

事業種別 事業名称	事業番号 ※1	事業主体名称 ※2	規模	単位	事業期間 交付期間 開始	終了	総事業費（千円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	交付対象事業費（千円）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
○し尿処理に関する事業							**600,000**	**0**	**300,000**	**300,000**	**0**	**0**	**600,000**	**0**	**300,000**	**300,000**	**0**	**0**	
汚泥再生処理センター整備	1	洲本市	50	kl/日	R3	R4	600,000		300,000	300,000			600,000		300,000	300,000			
○浄化槽に関する事業							**141,200**	**28,240**	**28,240**	**28,240**	**28,240**	**28,240**	**141,200**	**28,240**	**28,240**	**28,240**	**28,240**	**28,240**	
浄化槽設置整備		洲本市	400	基	R2	R6	141,200	28,240	28,240	28,240	28,240	28,240	141,200	28,240	28,240	28,240	28,240	28,240	
浄化槽市町村整備推進							0						0						
○施設整備に関する計画支援に関する事業	21	洲本市			R2	R2	30,000	30,000					30,000	30,000					
合計							771,200	58,240	328,240	328,240	28,240	28,240	771,200	58,240	328,240	328,240	28,240	28,240	

※1　事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
※2　広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
※3　実施しない事業の欄は削除して構わない。
※4　同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

様式３

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間交付期間 開始	事業期間交付期間 終了	交付金必要の要否	事業計画 令和2年度	事業計画 令和3年度	事業計画 令和4年度	事業計画 令和5年度	事業計画 令和6年度	備考
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	分別収集の細分化	可燃性資源ごみ（紙類、古着、ペット等）・不燃性資源ごみ（びん類、缶類等）を分別収集し、直接再生業者へ引き渡して資源化する。又小型家電については R2よりヤードを設置し、28品目無料回収を行う予定	洲本市	R2	R7		拡大継続					H9から実施
	12	ごみの有料化	可燃ごみ・不燃ごみの全面有料指定袋収集	洲本市	R2	R7		継続実施					H18から実施
	13	リサイクルセンター事業	資源ごみの回収拠点。不用品の再生利用、リサイクル関連の体験教室事業。譲ります・もらいますコーナー設置	洲本市	R2	R7		継続事業					H8から実施
	14	ストックヤード事業	旧洲本市・旧五色町地域での資源物を一時貯留し、売却ならびにリサイクルセンターへの搬出を行なう。	洲本市	R2	R7		継続事業					H20から実施
	15	分別推進員	回収拠点拡大のため、拠点の世話係りの代表として各拠点一人を選任	洲本市	R2	R7		継続事業					H18年から実施
	16	スリム・リサイクル宣言の店制度	資源物の回収促進、再生品の販売等に取り組んでいる店舗等を指定	洲本市	R2	R7		活動強化 継続実施					H8から実施
	17	直接搬入ごみの減量・再資源化	事業者による減量・リサイクルの徹底強化	洲本市	R2	R7		徹底強化					
	18	大型ごみの有料回収	依頼者が指定した日に有料回収を行っている。	洲本市	R2	R7		継続実施					H28から実施
	19	ごみ減量化機器設置補助金	ごみ減量化機器に関して一部補助金を交付している。	洲本市	R2	R7		継続実施					
処理施設の整備に関するもの	1	汚泥再生処理センター施設整備事業	従来のし尿処理施設の機能を下水放流に変え、前処理施設（汚泥の再資源化施設）としての整備を行う	洲本市	R3	R4	○		建設工事				
施設整備に係る計画支援に関するもの	21	1の計画支援	施設基本設計、施設実施設計等	洲本市	R2	R2	○	施設基本設計					関連事業1

施策種別	事業番号※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間交付期間 開始	終了	交付金必要の要否	事業計画 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
その他	31	廃家電品等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法、資源有効利用促進法に基づく家電・パソコン等のリサイクルに関する普及啓発	洲本市	R2	R7		継続実施					H13から実施
	32	不法投棄対策	警察、県民局と連携して、パトロール等の実施など、監視強化に努める	洲本市	R2	R7		継続実施					H6から実施
	33	施設見学	ごみ処理・リサイクルに関する知識と理解を深めるために、市民に資源ごみ集積状況の見学を実施	洲本市	R2	R7		継続実施					
	34	啓発行事の実施	地域主体で街を美しくする淡路全島一斉清掃を7月、11月に実施	洲本市	R2	R7		継続実施					
	35		環境美化啓発の一環としてポイ捨て防止を呼び掛ける街頭啓発「洲本市クリーンアップキャンペーン」を実施	兵庫県・洲本市	R2	R7		継続実施					
	36		「不用品回収の展示・提供」年2回開催。家庭で不要となった家財電気器具を展示希望者に提供してリユースを啓発	洲本市	R2	R7		継続実施					H6から実施
	37		「マイ・バックキャンペーン」全国統一の買い物袋持参運動として実施	洲本市	R2	R7		継続実施					H7から実施
	38	その他啓発事業	行政広報誌「すもと」、ケーブルテレビ、チラシ等によるごみ減量・資源化特集による啓発及び町内会での説明会実施	洲本市	R2	R7		継続実施					H16から実施
その他	39	災害時の廃棄物処理事業	災害時のごみの収集・運搬、処分ならびにがれきの処理体制整備を行う.	洲本市	R2	R7		継続実施					H16から実施
	40	太陽光発電・蓄電池補助金事業	太陽光発電と蓄電池の同時設置に補助金を交付している.	洲本市	R2	R7		継続実施					

※1　処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

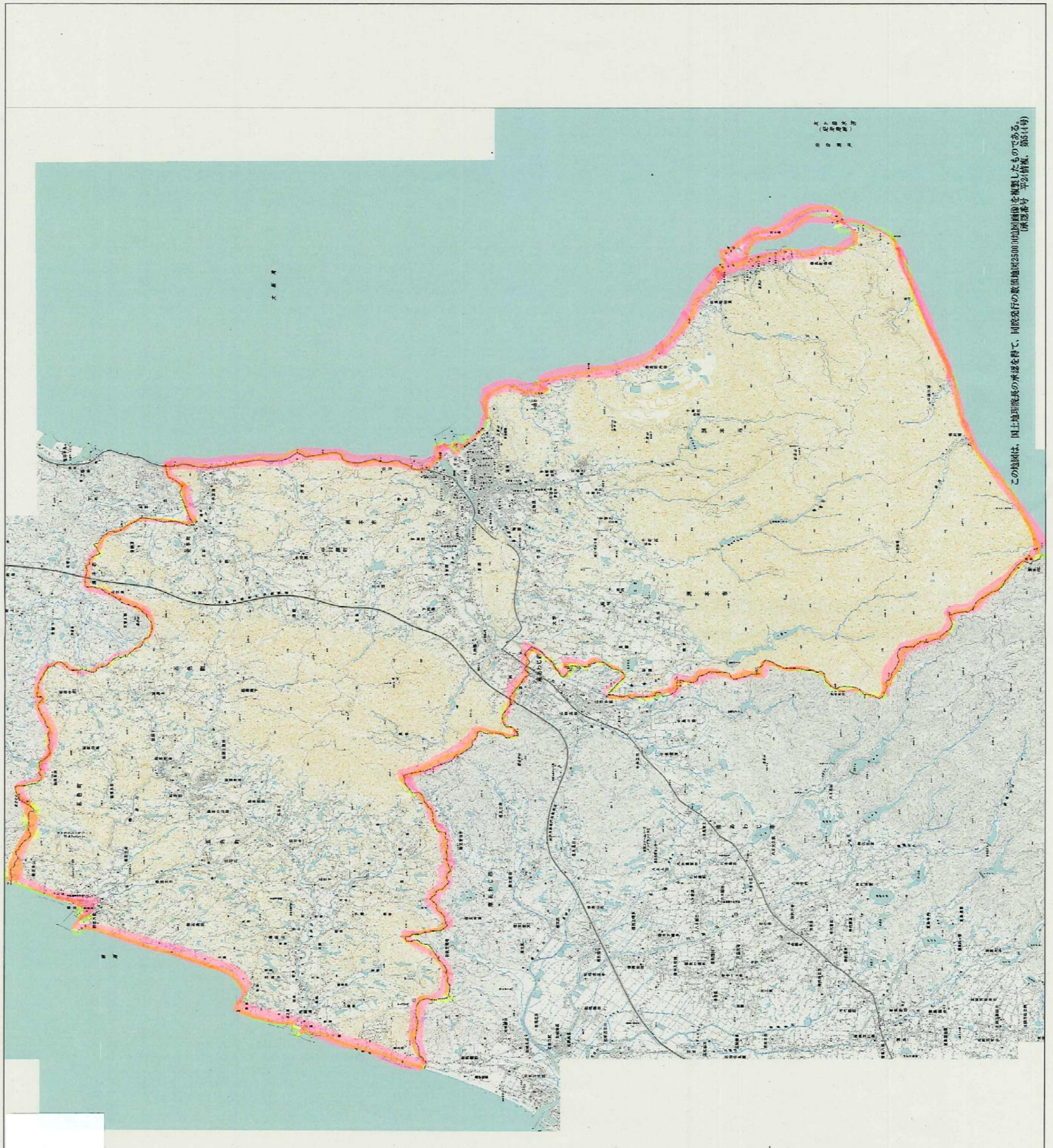
1:80000
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平21情複、第514号)
対象地域図

目標の設定に関するグラフ等

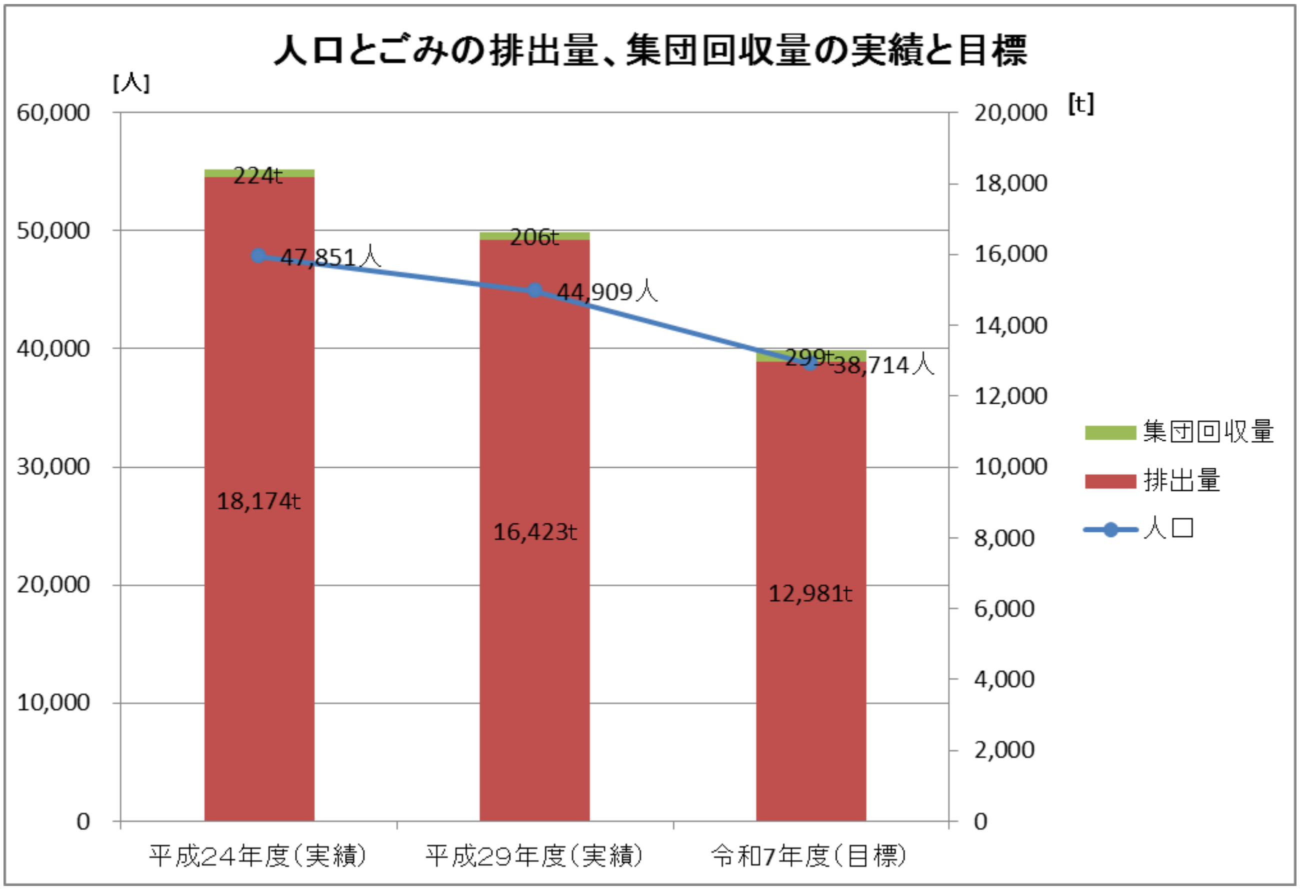

分別区分説明資料

分別の区分		収集形態	収集回数	排出場所
①燃えるごみ		委託	2回/週	集積箱
②燃えないごみ			1回/月	
資源物	紙類（③新聞紙④段ボール⑤雑誌その他の紙）		1回/月	エコステーション
	⑥ペットボトル		1回/月	
	⑦古着類		1回/月	
	⑧紙パック		1回/月	
	⑨プラスチックトレイ		1回/月	
	⑩廃食用油		1回/月	
	かん（⑪アルミ缶⑫スチール缶）		1回/月	
	びん（⑬無色のびん⑭茶色のびん⑮その他の色のびん）		1回/月	
⑯有害危険ごみ（スプレー缶、ライター、蛍光灯、乾電池等）			1回/月	
⑰小型家電		—	—	公共施設等の回収ボックス
⑱大型ごみ		直営	随時	戸別収集

現有処理施設の概要

名称	洲本市・南あわじ市衛生事務組合「やまなみ苑」
所在地	南あわじ市広田広田1174番地
共用開始	平成7年3月
能力	135t/日(67.5t/24h×2炉)
設備内容	形式　全連続燃焼式ストーカ炉 集じん方式　バグフィルタ 予熱利用　場内温水、場内暖房

名称	淡路広域行政事務組合「粗大ごみ処理場」
所在地	洲本市奥畑字西の谷394番地1
共用開始	平成8年3月
能力	60t/日
選別処理方式	破砕選別処理

施設名称	リサイクルセンター 「みつあい館」	洲本ストックヤード	五色ストックヤード
所在地	洲本市栄町四丁目3番28号	洲本市下内膳2106番地	洲本市五色町都志万歳1105番地1
竣工年月	平成8年3月	平成24年3月	平成22年3月
選別処理方式	手選別	手選別	手選別
選別対象物	新聞紙、ダンボール、雑誌・その他の紙、ペットボトル、紙パック、古着類、プラスチックトレイ、廃食用油、アルミ缶、スチール缶、無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん、有害危険ごみ	新聞紙、ダンボール、雑誌・その他の紙、ペットボトル、紙パック、古着類、プラスチックトレイ、廃食用油、アルミ缶、スチール缶、無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん、有害危険ごみ	新聞紙、ダンボール、雑誌・その他の紙、ペットボトル、紙パック、古着類、プラスチックトレイ、廃食用油、アルミ缶、スチール缶、無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん、有害危険ごみ

名称	せいすい苑（し尿処理場）
所有地	洲本市塩屋1丁目1番地21
竣工年月	平成17年3月
能力	50kl/日
選別処理方式	水処理：膜分離高負荷脱窒素処理+凝集膜分離+活性炭 汚泥処理：脱水+場外搬出

【参考資料様式５】

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名　　兵庫県

(1) 事業主体名	汚泥再生処理センター　施設整備計画
(2) 施設名称	塩屋衛生センター（汚泥再生処理センター）
(3) 工期	令和　３　年度　～　令和　４　年度
(4) 施設規模	処理能力　　５０　　kl／日
(5) 形式及び処理方式	脱水分離+希釈+下水道放流
(6) 地域計画内の役割	
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有　（無）

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	脱水機にて汚泥を含水率70%以下とする
(9) 資源化物の利用計画	一般廃棄物処理施設へ助燃剤として利用（可燃ごみ焼却施設）

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	人口　　　　　人 面積　　　　　m^2
(11) 計画地域の性格	

(12) 事業計画額	600,000千円

【参考資料様式６】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　　兵庫県

(1) 事業主体名	洲　本　市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	個人が設置する浄化槽に補助することにより、浄化槽の設置整備を推進し、市内の排水処理率の向上を図る。
(4) 事業期間	令和２年度～令和６年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第４条第１項の事業認可を受けた区域を除く区域 コミュニティプラント事業実施採択を受けた区域を除く区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費　　１４１，２００千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (1,210人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	325基（　990人分）	15基	109,250	109,250	109,250
6～ 7人槽	75基（　220人分）	10基	31,950	31,950	31,950
8～10人槽	基（　人分）	基			
11～20人槽	基（　人分）	基			
21～30人槽	基（　人分）	基			
31～50人槽	基（　人分）	基			
51人槽以上	基（　人分）	基			
改　築	基				
計画策定調査費					
合　計	400基（　1,210人分） *改築を除く*	25基	141,200	141,200	141,200

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 (　　　人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基（　　　人分）	基			
6～ 7人槽	基（　　　人分）	基			
8～10人槽	基（　　　人分）	基			
11～15人槽	基（　　　人分）	基			
16～20人槽	基（　　　人分）	基			
21～25人槽	基（　　　人分）	基			
26～30人槽	基（　　　人分）	基			
31～40人槽	基（　　　人分）	基			
41～50人槽	基（　　　人分）	基			
51人槽以上	基（　　　人分）	基			
事務費等	*必要に応じて区分名を修正して記載*				
合　計	基（　　　人分）	基			

○　事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
（複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること）

市町村総人口＿＿＿＿＿＿＿　市町村世帯数＿＿＿＿＿＿＿

対象地域人口＿＿＿＿＿＿＿　対象地域世帯数＿＿＿＿＿＿＿

	総建設費	１年当たり 建設費	１年当たり 維持管理費	１年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）

【参考資料様式７】

計 画 支 援 概 要

都道府県名　　兵庫県

(1) 事業主体名	洲本市		
(2) 事業目的	塩屋衛生センター（汚泥再生処理センター）施設整備のため		
(3) 事業名称	調査及び基本設計委託業務		
(4) 事業期間	令和　２　年度		
(5) 事業概要	①　施設基本設計等		

(6) 事業計画額 総事業費 交付金対象費	30,000千円		